

名誉会員選考細則

昭和 57 年 5 月 17 日制定

昭和 60 年 5 月 20 日改正

第 1 条 選考基準は、次の各項をすべて満たす者とする。

- 1 本県会員として、20 年以上所属すること。
- 2 会費及び負担金等の完納者であること。
- 3 満年齢 65 才以上の者であること。
- 4 本県役員として、また社会的にも顕著な功績がある者、または同等の功績がある者。

第 2 条 名誉会員の定員は、原則として 1 名とする。但し、本規程制定前の名誉会員については、適用しないものとする。

第 3 条 本県会員で本会に対し、高額の寄付を行った者については、第 1 条の細則にかかわらず、候補者とすることができる。

第 4 条 推薦者は、地区理事とし、候補者の氏名、履歴、推薦の理由等を記載し、かつ所属地区会員の 3 分の 2 以上の賛同書を添え、文書で年度第 1 回理事会開催前までに会長に上申するものとする。

第 5 条 候補者は、選考委員全員の同意をもって決定する。

附 則

- 1 本細則の改廃は、理事会にはかり、総会の承認を得るものとする。
- 2 本細則は、昭和 60 年 5 月 20 日より施行する。